

羽島市立小熊小学校PTA積立金規約

第1章 名称

第1条 積立金の名称

1. 「羽島市立小熊小学校PTA積立金」と称する。

第2章 目的

第2条 積み立ての目的

1. 羽島市立小熊小学校の記念行事の基金とする。
2. その他会長が認めた事業などの基金とする。

第3章 会計

第3条 本会の経費

1. リサイクル活動の収益金の一部及び寄付金によって充当する。
2. 積立金は毎年10万円とする。
但し、状況に応じて実行委員会で検討する。
3. 本会の会計は実行委員会承認を得て4月総会において報告する。
4. 本会の会計「積立基金特別会計」として、定期預金又は普通預金にしておく。

第4章 使用手続き

第4条 会計を使用する手順

1. 本部役員会で検討し、実行委員会で承認をえる。

第5章 規約改正

第5条 本規約は実行委員会に於いて出席者の3分の2以上の賛成をえて改正することができる。

第6条 本規約の定めるものの他に必要な事項は実行委員会の承認を得て会長が決める。

付 則

この規約は、平成9年度の総会承認後から施行する。

PTA慶弔規定

1. 慶 事

(1) 本校職員の結婚の場合、金10,000円をおくり、祝意を表す。

2 弔 事

本校のPTA正会員、学校職員、児童および学校関係者に死亡、疾病その他不慮の災害のおこった場合、弔意を表し次のようにする。

(1) PTA会員死亡の場合

役員の場合…香典10,000円、供花(1対)、伽見舞、弔電

一般正会員…香典10,000円、供花(1対)、伽見舞、弔電

(2) 職員・学校関係者死亡の場合

職員の場合…香典10,000円、供花(1対)、伽見舞、弔電

学校関係者…香典10,000円、伽見舞、弔電

(3) 職員・学校関係者の家族が死亡の場合

職員の配偶者、生計を共にする親…香典10,000円、伽見舞、
供花(1対)、弔電

学校関係者の配偶者、生計を共にする親…香典5,000円、伽見舞
供花(1対)、弔電

職員の実子、生計を別にする親…香典5,000円、伽見舞
供花(1対)、弔電

(4) PTA役員の家族死亡の場合

配偶者、生計を共にする親…香典10,000円、供花(1対) 伽見舞
弔電

役員の実子、生計を別にする親…香典5,000円、伽見舞、弔電

(5) 職員が疾病、負傷の場合で14日以上休んだとき見舞いする。

金5,000円程度の品を見舞う。但し、急病、重病の場合は別に考える。

(6) 本校児童死亡の場合

香典10,000円 供花(1対)、伽見舞、弔電

(7) 上記対象者に災害、その他、不幸発生の場合は、状況により協議決定する。

(8) 上記弔意金品は、PTA会長または副会長が持参し、弔意を表すことを原則とする。

3. この規定に該当しない場合は、PTA会長と学校長が協議の上、決定する

4. 規定の改正

この規定は必要に応じ、PTA役員会で協議の上、その都度状況に応ずるよう改正することができる。

付則 この規定は、昭和57年4月1日より施行する。

平成13年4月27日 一部改正

平成18年4月27日 一部改正